

工事請負契約書第25条 (スライド条項)について

秋田県 建設部 技術管理課

1. 工事請負契約書第25条について
2. スライドの種類と特徴について
3. スライド手続きのフロー
4. 単品スライドについて
5. その他



1. 工事請負契約書第25条について

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 1 発注者又は受注者は、**工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動**により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相应する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相应する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に**主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動**を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において**急激なインフレーション又はデフレーション**を生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

全体スライド

単品スライド

インフレ
スライド



1. 工事請負契約書第25条について

○ 工事請負契約書25条の考え方

受注者と発注者とは対等との考えのもと、片務性を解消するため、受注者のみに合理的な範囲を超える価格の変動を負担させないとの基本的考え方

・建設工事は、工期が長期にわたるため、その間の事情の変更に左右されることもあるが、通常合理的な範囲内の価格の変動は契約当初から予見可能なものであるとして請負代金額を変更する必要はないというのが基本的な考え方である。しかし、通常合理的な範囲を超える価格の変動については、契約当事者の一方のみにその負担を負わせることは適当でなく、**発注者と受注者で負担を分担すべきもの**であるとの考え方の下、標準請負契約約款第25条が規定されているものである。

○ 全体スライド・インフレスライド条項と単品スライド条項の関係

全体スライド条項は請負契約後1年を経過した後に賃金水準や物価水準が変動した場合、**インフレスライド条項**は日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションといった短期的で急激な変動が生じた場合の**中間修正的な変更**であるのに対し、**単品スライド条項**は特定の主要な工事材料の価格が著しく変動した場合の**精算的な変更**。

・なお、**全体スライド・インフレスライド条項は、諸経費等の変更も含むものであるが、単品スライド条項は対象となる材料価格の変動のみが請負代金額変更の要素となるものであり、材料費の変動に連動して**共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。****

・また、**インフレスライド・単品スライド条項は企業の規模を問わずあらゆる工事を対象とするものであることから、受注者の負担割合は標準請負契約約款の第29条の「天災不可抗力条項」に準拠し、**建設業者の経営上最小限度必要な利益までは損なわれないよう定められた「1%」を採用したものである。**なお、**全体スライド条項は、1年以上の長期間にわたる工事を対象とする規定であり、**比較的大きい建設業者が受注していることが前提になっていることから、受注者の負担すべき割合を「1.5%」としている。******

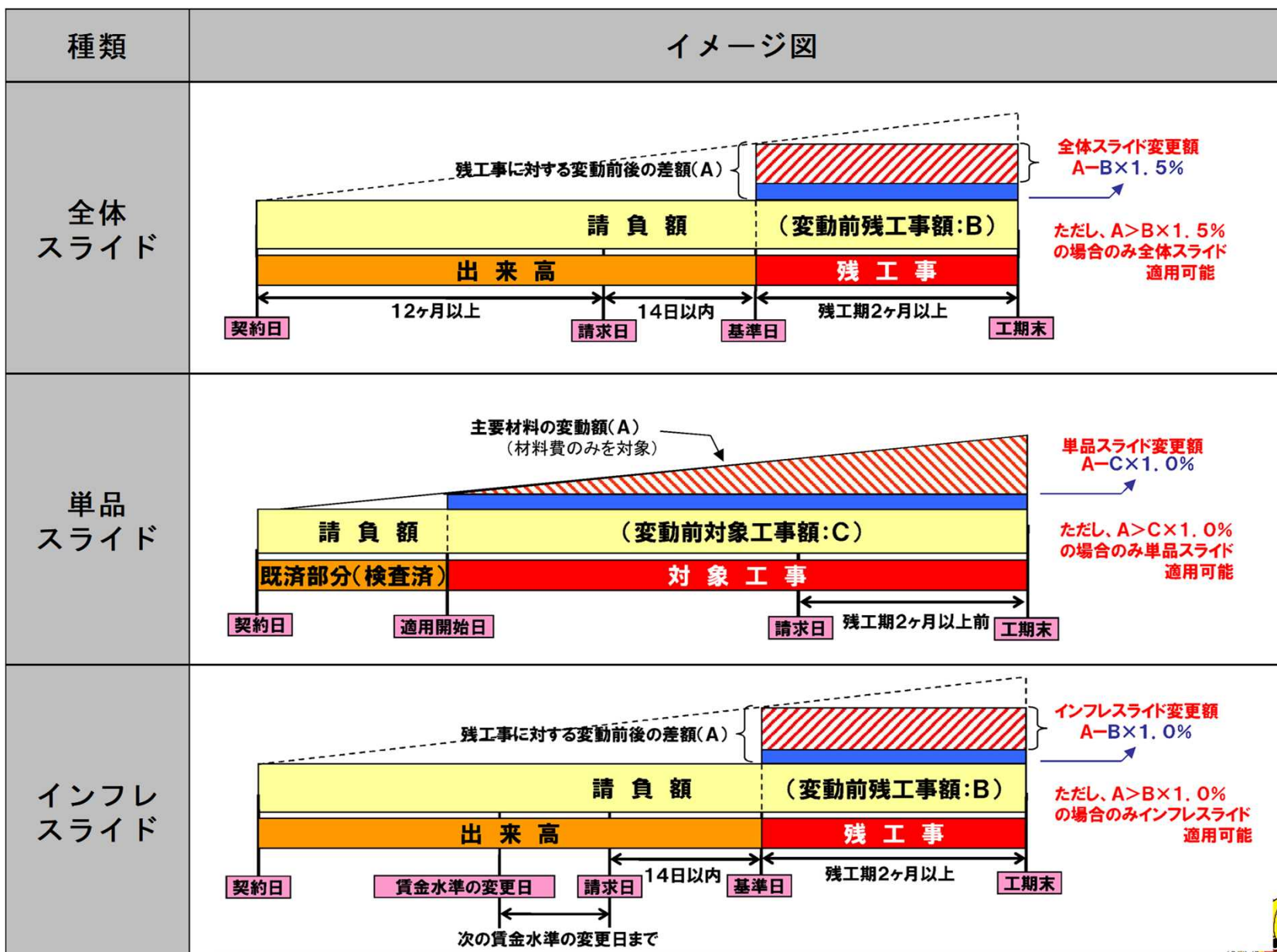


2. スライドの種類と特徴について

項目		全体スライド (契約事項第25条第1項から第4項)	単品スライド (契約事項第25条第5項)	インフレスライド (契約事項第25条第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、請求日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事 (本運用通知日時点で継続中の工事及び新規契約工事)	すべての工事 但し、基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事 (本運用通知日時点で継続中の工事及び新規契約工事)
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後に設定した基準日以降の残工事量に対する 資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く全ての 資材 (鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する 資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の1. 5%	対象工事費の1. 0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1. 0% (29条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての資材を対象に、精算変更契約後にスライド額を算出するため、再スライドの必要がない)	可能
これまでの事例		ほぼ経年的にあり	平成20年に運用通知 令和4年7月に運用改定	昭和49年に運用通知(第1次石油危機当時) 平成24年2月(東日本大震災被災地限定)

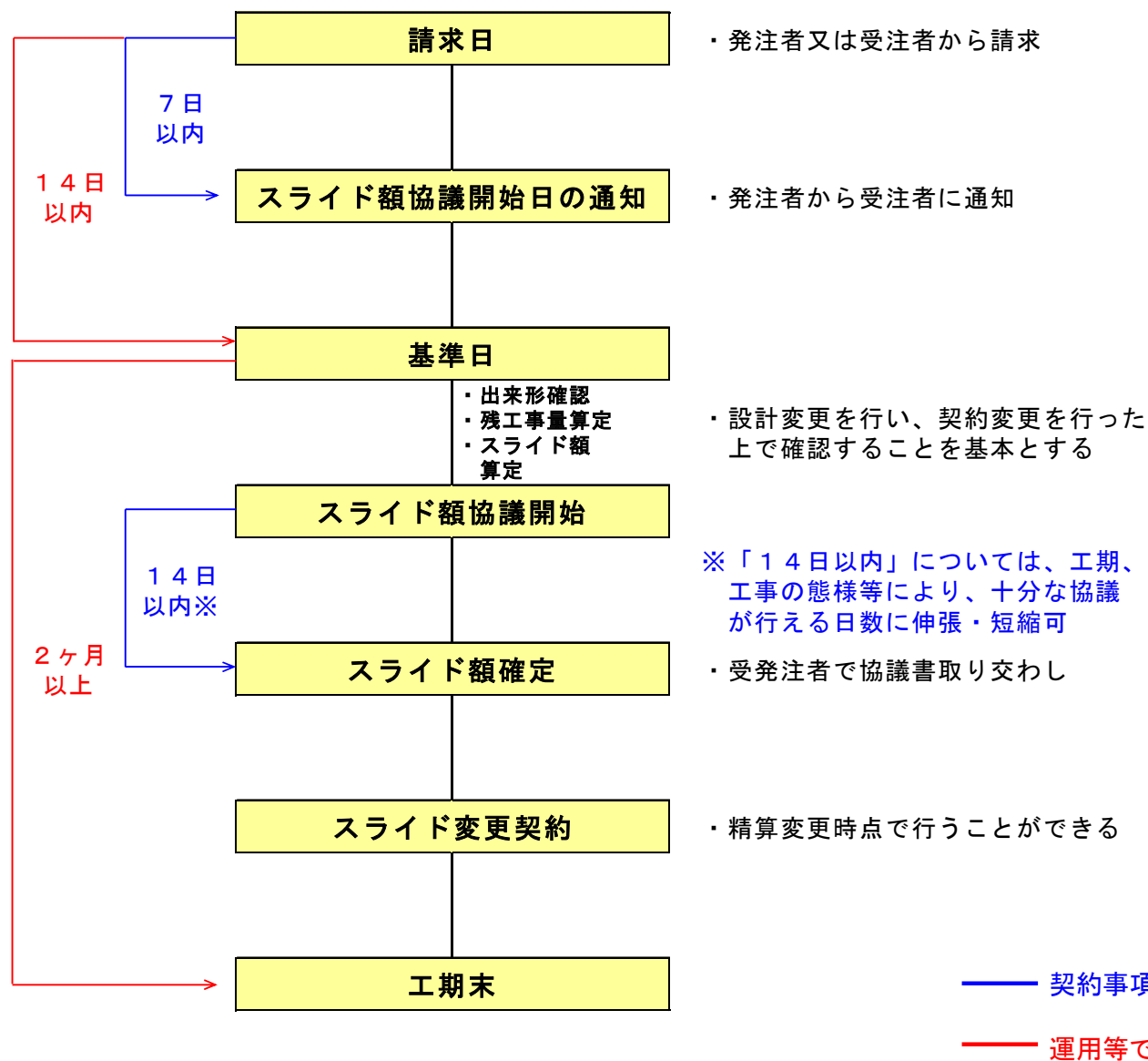


2. スライドの種類と特徴について



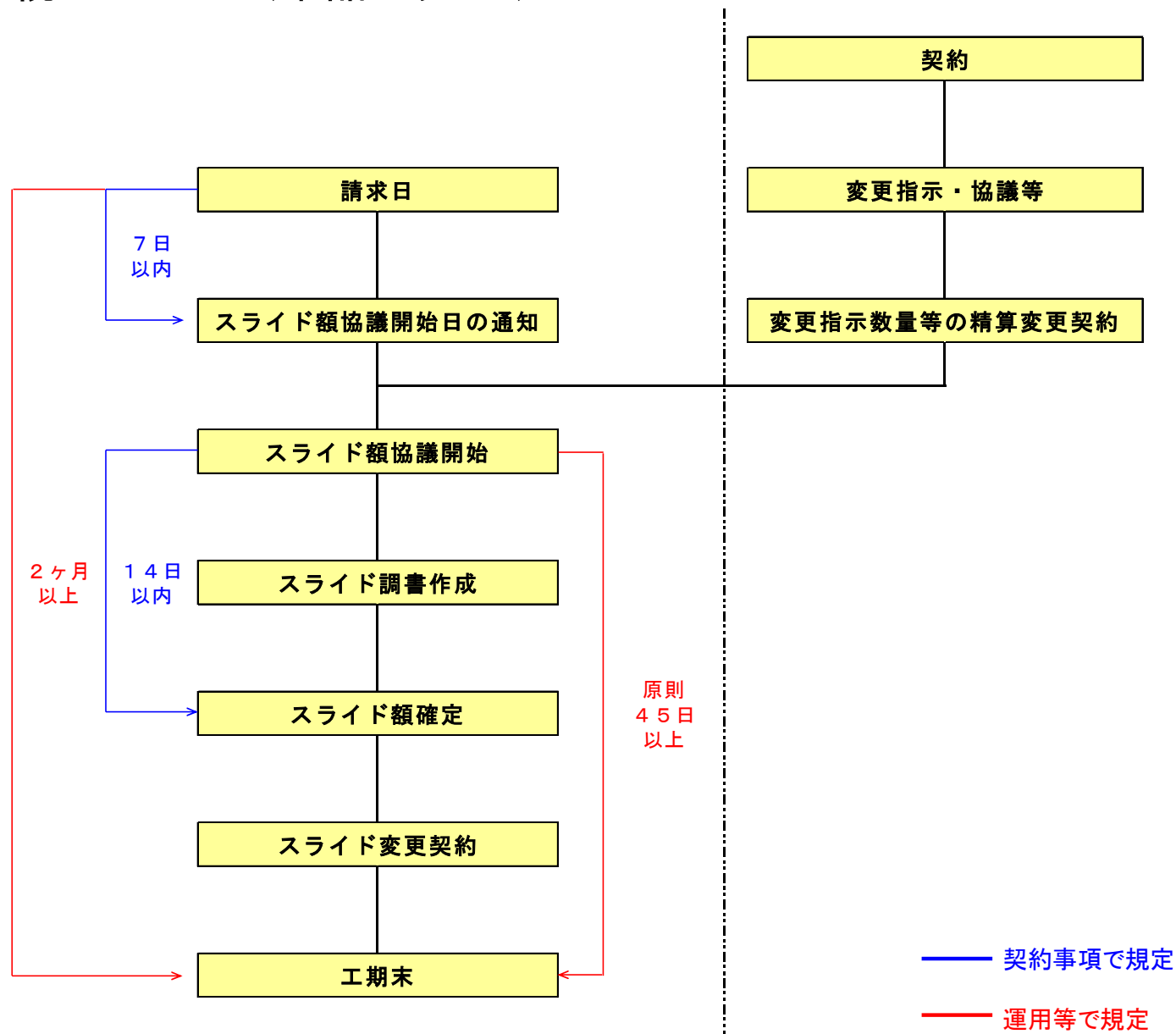
3. スライド手続きのフロー

■ スライド手続きのフロー(全体スライド、インフレスライド)



3. スライド手続きのフロー

■ スライド手続きのフロー(単品スライド)



4. 単品スライドについて

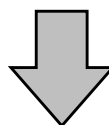
■ 単品スライド運用通知の改定について

★運用通知等の改定のポイント

- 国通知 : 令和4年6月17日付け「工事請負契約書第26条第5項の運用について」
- 国マニュアル : 「工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(案)」令和4年7月19日
- 秋田県通知 : 令和4年7月29日付け「工事請負契約事項第25条第5項(単品スライド条項)の運用の改正について」

《これまでの運用ルール》

工事材料の価格増加分は、工事材料の「実際の購入価格」(受注者が提出)と「購入した月の実勢価格」を比較し、安い方の単価を用いて請負代金額を変更



《新たな運用ルール》

- 1) 購入価格が適当と示す証明書類を提出した場合は、実際の購入価格の方が高くても、変更後の単価として用いて請負代金額を変更することを可とする。
- 2) 鋼橋上部工工事特有の商慣行により、「実際の購入価格」を示せない場合は、購入時期を証明できれば「購入した月の実勢価格」を用いて請負代金額を変更することを可とする。
- 3) 年度毎に完済部分検査を行う複数年に跨がる維持工事の場合は、各年度末に単品スライド条項を適用することも可とする。



4. 単品スライドについて

■ 対象品目について

「鋼材類」「燃料油」に分類される各材料（H型鋼、異形棒鋼、軽油など）及び、これ以外の主要な工事材料（アスファルト混合物など、以下「諸資材」という）。基本的には下表を目安とする。

※ 下表以外の主要な工事材料については、受発注者間で協議により決定するものとする。

対象品目	対象資材	備考
鋼材類	形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、PC 鋼線、ライナープレート、鉄鋼二次製品、ガードレール、落石・雪崩防止材等	非鉄金属は含まない 賃料・損料も対象
燃料油	軽油、ガソリン、混合油、重油、灯油	潤滑油は対象としない
骨材類	砂利、砂、栗石、碎石等	
コンクリート類	生コンクリート、モルタル、セメント、特殊コンクリート、コンクリート二次製品等（PHC 杭、ブロック類、L型擁壁、側溝類、蓋板類、フリューム類、ボックスカルバート、集排水桝、推進管類、外圧管等）	← コンクリート類には、 コンクリート二次製品を含む (今回改定)
アスファルト混合物類	アスファルト混合物、ストレートアスファルト、アスファルト乳剤	
木材類	丸太材、杭材、角材、割材、板材、合板、松矢板等	
法面保護用材類	芝類、土壌改良材、繊維ネット、肥料等	
塗料類	錆止め塗料、シンナー、中塗・上塗塗料	
電気・通信用材類	電線・ケーブル類、安定器、ランプ、配線器具等	
塩ビ管類	塩化ビニル管類、ポリエチレン管、FRPM管、継手材等	



4. 単品スライドについて

■ 対象数量について

- 設計図書の数値 $\leq$ 証明数量 $\leq$ 設計数量 $\Rightarrow$ 対象数量は証明数量
- 設計数量 $<$ 証明数量 $\Rightarrow$ 対象数量は設計数量

証明数量……………受注者から証明された数量

設計図書の数値……………設計図書(数量総括表や図面等)に記載された数量

設計数量……………設計図書の数量にロスを加えた数量(積算上の数量)

品目	証明数量の補足
鋼材類	加工による材料ロスの数量も加算可能
燃料類	各種資材や建設機械や仮設材の運搬に要した燃料油も対象可能
骨材類	材料ロスの数量も加算可能
コンクリート類	材料ロスの数量も加算可能
アスファルト混合物類	材料ロスの数量も加算可能
その他	材料ロスの数量も加算可能

※ 任意仮設等の数量総括表に一式で計上されている工種は、発注者の対象数量とすることを基本とする



4. 単品スライドについて

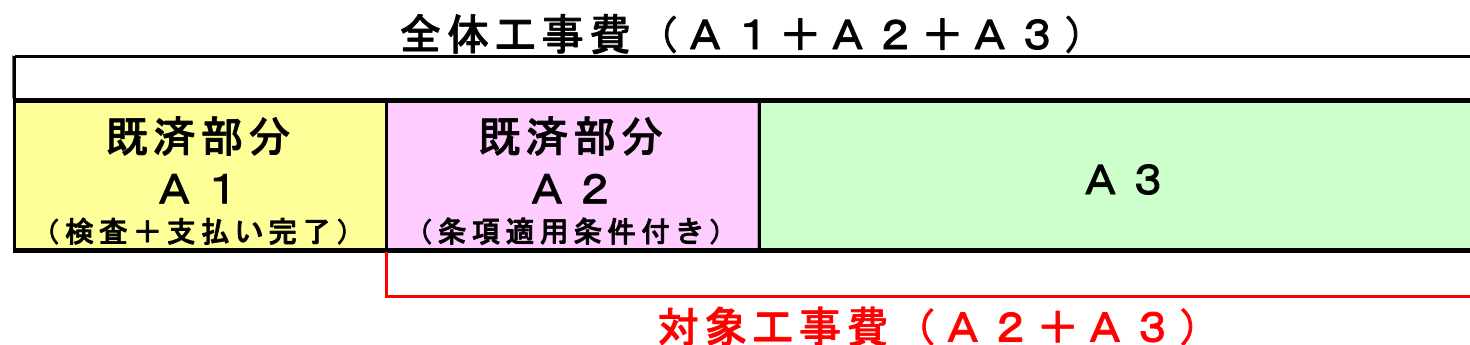
■ 対象工事費について

「対象工事費」とは、基本的には「最終的な全体工事費」

○ ただし、以下の部分は除かれる。

- ① 本条項適用以前に「既済部分検査＋支払い」が完了している部分
- ② 条項適用条件を付すことなく「既済部分検査＋支払い」が完了している部分

【 対象工事費の概念 】



対象工事費 :

A2

+

A3



4. 単品スライドについて

■ 根拠資料について

【 受注者が提出する根拠資料 】

- ① スライド変更額確認調書(様式-S1※1)
- ② 請負代金額の変更の対象材料証明書(証明様式-1 ※1)
- ③ 各種資機材の材料証明書(証明様式-2 ※1)
- ④ 対象材料の価格(数量・単価)、購入先、購入・搬入の時期、購入・搬入現場名等を証明する書類※2
(納品書、領収書、請求書等)

※1 単品スライド運用要領(秋田県)の様式(次頁参照)

※2 会社で一括購入している場合は、証明書類原本に当該現場の現場名、数量等を記載し、その写しを提出することで可

<留意点>

○根拠資料の提出は、対象となる品目のうち、『請求したい資材のみ』で可

<提出が困難な場合の対応>

○ 鋼材類については、当該対象材料を実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し、難しい事情があると認められる場合においては、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類とする。
(今回の改定による新たな運用)

○ 燃料油については、当該対象材料を実際に購入した際の数量、単価、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を受注者が提出し、難しい事情があると認める場合においては、受注者が主たる用途に用いた数量を証明する書類とする。

<例>

対象材料の単価、数量、購入先、購入時期、搬入現場等を証明する書類(請求書)

請求明細書 平成20年6月〇日

〇〇市〇〇町123番地 請負業者名 〇〇建設株式会社 納入先 〇〇商事株式会社
納入期日 下記の通り御請求申し上げます。 本社: 〇〇市〇〇町×番地 電話 0180-〇〇-〇〇〇〇

品目番号	品名・寸法	単位	数量	単価	金額	税率	消費税	合計
11200	SS400 1.6X65H/W	5910	5500	19500	12800	24375	5	0
33814	SS400 2.0X65H/W	40700	3	12200	36600	19520	5	0
対象資材名					搬入数量	単価	合計金額	
工事現場名					現場名: △△改築工事			
備考					総合計	46090	消費税	43895
半価単位 1:個数 2:重量 3:長さ 4:数量 5:坪 6:7:㎡ 8:坪					税額計算方式	A:納品書と B:各明細行ごと C:請求書発行時一括	税額合計 2195	



秋田県

4. 単品スライドについて

■ 根拠資料について

【 受注者が提出する根拠資料 】

② 請負代金額の変更の対象材料証明書(証明様式－１)

[証明様式－１]

令和 年 月 日

請負代金額の変更の対象材料証明書

発注者

様

請負者

商号又は名称

代表者氏名

(注)

1. 購入単価、購入数量等については、その内容を証明する資料（納品書等）を添付の上、併せて監督職員に提出すること。
2. 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。
なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、別紙にとりまとめるものとする。
3. 対象材料の燃料油について、全てを証明する書類の提出が出来ない場合は、監督職員と協議するものとする。
4. 注１の証明資料に不備があり、対象材料の確認が出来ない場合は、請負代金額の変更（単品スライド条項の適用）は出来ない。

請負代金額の変更に必要な購入した価格等について、下記のとおり資料を提出します。

工 事 名 ○○○○工事 工事番号○○○○

記

品目	規格	単位	数量	購入単価	購入先	購入年月	使用した建設機械名	備考
記載例								
軽油	１・２号	L	5.000	90	四国石油	R3年4月	バックホー 0.6	現場内重機
軽油	１・２号	L	10.000	100	四国石油	R3年5月	バックホー 0.6	現場内重機
軽油	１・２号	L	15.000	110	四国石油	R3年6月	バックホー 0.6	現場内重機
軽油	１・２号	L	14.000	120	四国石油	R3年7月	バックホー 0.6	現場内重機
軽油	１・２号	L	5.000	130	四国石油	R3年8月	バックホー 0.6	現場内重機
軽油	１・２号	L	3.500	140	四国石油	R3年9月	バックホー 0.6	現場内重機
軽油	１・２号	L	2.000	150	四国石油	R3年10月	バックホー 0.6	現場内重機
軽油	１・２号	L	1.000	160	四国石油	R3年11月	15t ブル	現場内重機
		計	46.500					



4. 単品スライドについて

■ 根拠資料について

【 受注者が提出する根拠資料 】

③ 各種資機材の材料証明書(証明様式－2)

[証明様式－2]

各種機材の材料証明書

品目	規格	単位	数量	出荷元	搬入年月	運搬距離 km(片道)	「搬入」または「搬入・搬出」	「搬入」または「搬入・搬出」の回数	搬入場所	運搬機械	運搬会社	備考	運搬費用	運搬費の内燃料代						
														品目	規格	単位	数量	購入単価	購入金額	購入先
記載例																				
仮設鋼矢板	3型	t	40	九州リース	R3年 4月	20.0	搬入	2	九州リース資材置場 ～現場内	20t積トレーラ	宮崎リース	契約元は宮崎 商事	〇〇.〇〇〇	軽油	1・2号	L	23	90	2,070	東京石油
仮設H鋼	300型	t	60	九州リース	R3年 5月	20.0	搬入・搬出	3	九州リース資材置場 ～現場内	20t積トレーラ	宮崎リース	契約元は宮崎 商事	〇〇.〇〇〇	軽油	1・2号	L	70	90	6,300	東京石油
重建設機械	フルトラサ21t 級	台	1	四国リース	R3年 8月	10.0	搬入・搬出	1	四国リース重機置場 ～現場内	20t積トレーラ	四国リース	－	〇.〇〇〇	軽油	1・2号	L	100	12	1,200	四国石油
																	計	193		



4. 単品スライドについて

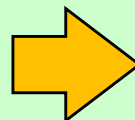
■ スライド対象資材の判断について

対象工事費の1%を超える品目が対象

- 対象品目について、「品目類ごとの増額分」が対象工事費の1%を超えるものが対象
(※「品目類ごとの増額分」とは、鋼材類を例にすれば、H型鋼、異形棒鋼・・・などの合計額)
(※ 対象品目の増額分の合計額が1%を超えるものを対象とする主旨ではない)

【例1】

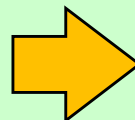
鋼材類変動額 > 請負額 × 1 %
燃料油変動額 > 請負額 × 1 %



請負額の1%を超える鋼材類、
燃料油の変動額両方を対象

【例2】

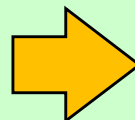
鋼材類変動額 > 請負額 × 1 %
燃料油変動額 < 請負額 × 1 %



請負額の1%を超える鋼材類
の変動額のみ対象

【例3】

鋼材類変動額 < 請負額 × 1 %
燃料油変動額 > 請負額 × 1 %



請負額の1%を超える燃料油
の変動額のみ対象

※ スライド対象(可能性含む)となる品目類が明らかになった場合は、その時点で速やかに発注者にご相談ください。(品目類別に判断することも可。相談時点では証明書類は不要。)



4. 単品スライドについて

■ 単価の設定について

品目	単価の設定
鋼材類	対象材料が <u>現場に搬入された翌月</u> の物価資料の価格 ・ 鋼橋製作工など工場に直接搬入される場合は工場に搬入された翌月 ・ 複数の月に搬入された場合は、月毎の搬入数量に応じて加重平均して算出した単価に、対象数量を乗じて実勢価格を算出
燃料油	対象材料を <u>購入した月の翌月</u> の物価資料の価格 証明された数量：各月の購入数量を実勢価格による加重平均して算出した単価に、対象数量を乗じて実勢価格を算出 証明されない数量：契約の翌月から工期末の前々月までの実勢価格を平均して算出した単価に、対象数量を乗じて実勢価格を算出
その他主要な 工事材料	鋼材類に準じるものとするが、契約と購入がほとんど同時期に行われる材料は燃料油に準じて設定

※ 実勢価格の単価については、当該工事における落札率を考慮する。

※ 特別調査や見積りにより設定した単価の場合は、当初積算時の類似材料の単価の物価変動率により算定するものとする。ただし、当該材料等が工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。



■ 単価の設定について

- 物価資料に掲載されていない材料は、当初積算時の類似資材の物価変動率により算定する。
ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、発注者による見積の徴取、近隣工事における資材の調達状況の確認等により、別途考慮する。
- 実際に要していない費用まで発注者が追加で支払うことは適切ではないため、それぞれの品目類毎の変動後の金額は、実勢価格に基づき算出した額と実際の購入金額とのどちらか安い方とする。
- 物価資料の価格がある場合において、実際の購入金額の方が高い場合、実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合には、実際の購入金額とする。（今回の改定による新たな運用）



■ 実際の購入金額を採用する場合について

★受注者が提出する証明書類

- ・購入実績を証明する書類(請求書、納品書、領収書)
- ・当該地域での市場取引価格が確認できる2社以上からの見積書

- 実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類は、購入実績を証明する書類(請求書、納品書、領収書等)に加え、原則として、当該地域での市場取引価格が確認できる2社以上からの見積書とする。その際、実際の購入先の見積書は含まないものとする。
- 見積書の提出は、工期内の代表的な月(1ヶ月以上)とし、工事全期間の提出は要しない。
- 見積書の有効期間は、実際の購入金額の単価と比較するため、実際に「現場に搬入された月」もしくは「購入した月」を含むものとする。
- ただし、地域条件や工事材料の性質等で購入先以外から見積りを徴することができない場合や、購入先を含まない見積書が1社となる場合は、当該材料の卸業者等の所在地により近隣で対応可能な業者が限られることを確認したうえで、実際の購入先への注文時の見積書も含めるものとする。
(「近隣」については、生コンクリートを例にすると、日平均気温が25度以上の場合は運搬時間が1時間半以内の地域とする等、工事材料の性質に応じて設定する。)



4. 単品スライドについて

■ 実際の購入金額を採用する場合について

受注者

- 実際の購入金額でのスライド額算定を希望
 - ・ 対象品目及び対象材料を申出※
 - ・ 実購入先を含まない2社以上の見積り提出※

⇒ 「実際の購入金額の単価」が「実勢価格（落札率考慮）」以上となることを受注者にて確認

（補足）見積りについて

- 工期内の代表的な月（1ヶ月以上）とする

※ 単品スライドの請求時にあわせて提出

第1段階

発注者

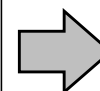
- 受注者から提出された見積りから「地域の材料価格の傾向」と「実際の購入金額での検討」を行うことの妥当性を確認

＜チェック項目＞

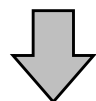
- 対象材料ごとに以下を確認
 - ・ 「現場に搬入された月もしくは購入した月」のうち、代表的な月（1ヶ月以上）の単価で確認

⇒ 「実際の購入金額の単価」と2社以上の「見積り単価」を比較し、「実際の購入金額の単価」が最も安価となる

『実際の購入金額の単価』
が最も安価とならない材料



実勢価格にて算出
□ 実購入先の当該材料の価格変動は社会（もしくは地域）全体としてのものではない



『実際の購入金額の単価』が最も安価となる材料

第2段階



4. 単品スライドについて

■ 実際の購入金額を採用する場合について

第2段階

発注者

- 「実際の購入金額」の「実勢価格」からの乖離の程度を確認

<チェック項目>

- ①が②以内であることを確認
 - ① 「実際の購入金額の単価」
(複数月に渡って搬入している場合は、購入単価の加重平均)
 - ② 「実勢価格の単価(落札率考慮) + 30%」
(複数月に渡って搬入している場合は、実勢価格の単価(落札率考慮)の加重平均 + 30%)

- ①が②を上回る場合、特別に考慮すべき価格変動要因がないかを確認

<確認方法> 各発注者の判断による

- 1) 発注者による見積り徴取
- 2) 近隣工事における材料調達状況
- 3) 特別調査で設定した単価の場合、調査機関へのヒアリング等

実際の購入金額の 妥当性が確認できない

実勢価格にて算出

※実勢価格の単価(落札率考慮)の+30%は発注者として妥当性を確認するためのものであり、+30%を超えても妥当性が確認されれば採用可能

実際の購入金額の 妥当性が確認できる

実際の購入金額にて算出

- ①が②以内の場合、実際の購入金額の単価は概ね材料価格の上昇傾向と合致しているため、妥当と判断
- ①が②を上回る場合、実際の購入金額の単価が妥当であることが発注者が入手できる情報・資料から確認できる



■ スライド額の算定方法について

スライド額(S)＝鋼材の変動額＋燃料油の変動額＋その他工事材料の変動額－対象工事費×1%

$$= (M_{\text{変更鋼}} - M_{\text{当初鋼}}) + (M_{\text{変更油}} - M_{\text{当初油}}) + (M_{\text{変更材}} - M_{\text{当初材}}) - P \times 1/100$$

$M_{\text{変更鋼}}$, $M_{\text{変更油}}$, $M_{\text{変更材}}$: 価格変動後の鋼材類、燃料油又は諸資材の金額
 $= \{ p'1 \times D1 + p'2 \times D2 + \dots + p'm \times Dm \} \times k \times (\text{消費税率} + 1)$

$M_{\text{当初鋼}}$, $M_{\text{当初油}}$, $M_{\text{当初材}}$: 価格変動前の鋼材類、燃料油又は諸資材の金額
 $= \{ p1 \times D1 + p2 \times D2 + \dots + pm \times Dm \} \times k \times (\text{消費税率} + 1)$

p: 設計時点における各対象材料の単価
p': 価格変動後における各対象材料の単価
D: 各対象材料について算定した対象数量
k: 落札率
P: 対象工事費(請負代金額)

※1 上記の式に基づき算出した $M_{\text{変更鋼}}$, $M_{\text{変更油}}$, $M_{\text{変更材}}$ よりも、実際の購入金額の方が下回る場合は、 $M_{\text{変更鋼}}$, $M_{\text{変更油}}$, $M_{\text{変更材}}$ は実際の購入金額とする。

※2 上記の式に基づき算出した $M_{\text{変更鋼}}$, $M_{\text{変更油}}$, $M_{\text{変更材}}$ よりも、実際の購入金額の方が上回る場合で、実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合には、 $M_{\text{変更鋼}}$, $M_{\text{変更油}}$, $M_{\text{変更材}}$ は実際の購入金額とする。
(今回の改定による新たな運用)

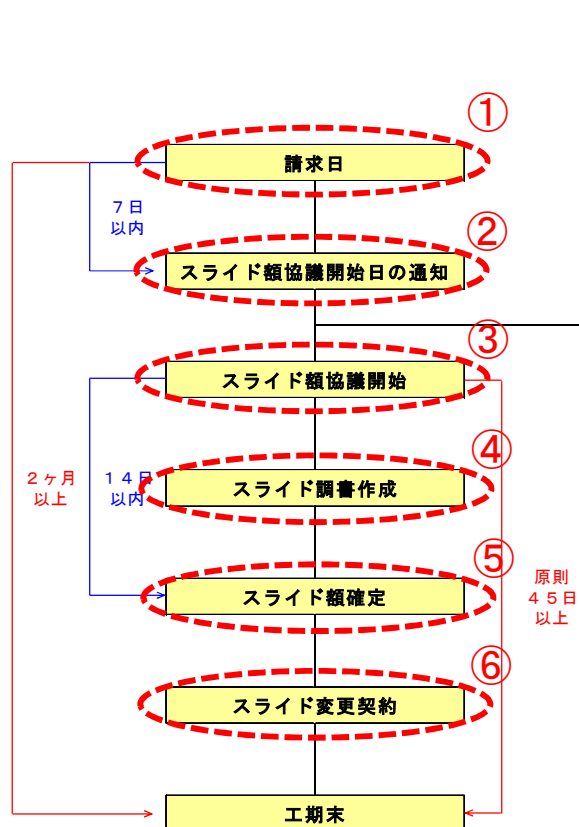


4. 単品スライドについて

■ 単品スライド(増額)の申請例

○ 想定工事条件

- ・工事名 : ●●▲改修工事
- ・工事箇所 : ●●市
- ・工期 : 令和4年3月31日 ~ 令和4年10月28日
- ・契約額 : 90, 250, 000円(税込み)
- ・落札率 : 95%
- ・請負代金額の変更(単品スライド額算定)を求める資材 : 生コンクリート



- ① 請求日【受注者⇒発注者】
様式-S1、スライド変更額確認調書、証明様式-1、
根拠資料、証明書類（別紙 P.1～P.7）
- ② スライド額協議開始日の通知【発注者⇒受注者】
様式-S2（別紙 P. 8）
- ③ スライド額協議開始【受注者⇒発注者】
様式-S3-1、スライド変更額確認調書（別紙 P.9～P.10）
- ④ スライド調査作成【発注者】
様式-S4、スライド変更額確認調書、単価等確認書類
（別紙 P.11～P.14）
- ⑤ スライド額確定【発注者⇒受注者】
様式-S5（別紙 P.15）
- ⑥ スライド変更契約【発注者⇒受注者】
合算設計書鏡（別紙 P.16）



■ スライド条項の運用や様式について

秋田県公式サイト(美の国あきたネット)から閲覧・ダウンロードが可能です。
次のいずれかの方法で当該ページを表示できます。

方法① 秋田県公式サイトで、「64141」と入力してサイト内を検索すると、当該ページが表示されます。



■ サイト内を検索する

キーワード・コンテンツ番号を入力



■ Foreign language
(Google Translation)

Select Language ▼

「64141」と入力して検索

方法② URLに「https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/64141」と入力し、移動すると当該ページが表示されます。

■ 戻る
■ 閲覧履歴
■ 印刷
■ 音声読み上げ



■ サイト内を検索する

キーワード・コンテンツ番号を入力

■ Foreign language
(Google Translation)

Select Language ▼

工事請負契約事項第25条（スライド条項）の運用について

2022年07月29日 | コンテンツ番号 64141

秋田県における工事請負契約事項第25条（スライド条項）の運用は以下のとおりです。

概要（全体スライド・単品スライド・インフレスライド）

	全体スライド (契約事項第25条第1項から第4項)	単品スライド (契約事項第25条第5項)	インフレスライド (契約事項第25条第6項)
対象工事	工期が12ヶ月を超える工事 併し、基準日以降、残工期が2ヶ月以上 ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事	すべての工事 併し、基準日以降、残工期が2ヶ月以上 ある工事
対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過した 後に設定した基準日以降の残工事業に 対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来形部分を除く全 ての資材（鋼材類、燃料油類等）	運用に基づき、資金水準の変更がなされ た後に設定した基準日以降の残工事業に 対する資材、労務単価等
受発注者 の負担	残工事業費の1.5%	対象工事費の1.0% (併し、全体スライド又はインフレスラ イドと併用の場合、全体スライド又はイ ンフレスライド適用期間における負担は なし)	残工事業費の1.0% (29条「天災不測能力条項」に準拠 し、建設業者の経営上最小限必要な利 益まで損なわないよう定められた 「1%」を採用。)
再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適 用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来形部分を除いた 工期内全ての資材を対象に、精算変更契 約後にスライド額を算出するため、再ス ライドの必要がない)	可能 (運用に基づき、資金水準の変更がなされ る程度、適用可能)

各運用について

1. 単品スライド

- ・工事請負契約事項第25条第5項（単品スライド条項）の運用（令和4年7月改正）[561KB] [📄](#)
- ・（新旧対照表）単品スライド運用要領（令和4年7月改正）[73KB] [📄](#)
- ・様式（増額スライドの場合）[134KB]
- ・様式（減額スライドの場合）[86KB]

2. インフレスライド

- ・工事請負契約事項第25条第6項（インフレスライド）の運用 [87KB] [📄](#)
- ・工事請負契約事項第25条第6項（インフレスライド）の運用マニュアル（暫定版）[175KB] [📄](#)
- ・様式 [69KB] [📄](#)
- ・参考資料 [162KB] [📄](#)

添付資料を見るためにはビューワソフトが必要な場合があります。
詳しくはビューワ一覧をご覧ください。（別ウィンドウで開きます。）



(1) 適用対象工事

- ① 契約書第25条第6項の請求は、残工期が基準日から2ヶ月以上あること
- ② 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時

(2) 請求日及び基準日等について

- ① 請求日:スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議(以下、「スライド協議」という。)を請求した日とする
- ② 基準日:請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、請求日とすることを基本とする
- ③ 残工期:基準日以降の工事期間とする

○ 請求日について

請求に際しては、**残工事の工期が基準日**(請求日から14日以内の範囲で定める。) **から2ヶ月以上必要**であることに留意すること。

請求に際しては、**遡りは認めない**こととする。

○ 基準日について

発注者と受注者とが協議して定める**基準日は、請求日を基本**とするが、これにより難しい場合は、請求日から14日以内の範囲で定める。

これにより難しい場合とは、スライド協議請求後、基準日について発注者と受注者とが協議している際に、新たに賃金水準の変更がなされた場合等である。なお、この場合の基準日は、新たに賃金水準の変更がなされた日を基準日とする。

○ 残工期について

残工期については、基準日における契約工期の残工事期間を基本とするが、基準日までに変更契約を行っていない場合でも先行指示等により工期延期が明らかな場合には、その工期延期期間を考慮することができる。



(3) 請負代金額の変更

① 賃金等の変動による請負代金額の変更額(以下「スライド額」という。)は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相應する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。

② 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

S増: 増額スライド額

P1: 請負代金額から基準日における出来形部分に相應する請負代金額を控除した額

P2: 変動後(基準日)の賃金等を基礎として算出したP1に相当する額

($P = \sum(\alpha \times Z)$ 、 α : 落札率、 Z : 発注者積算額)

③ 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$$

S減: 減額スライド額

P1: 請負代金額から基準日における出来形部分に相應する請負代金額を控除した額

P2: 変動後(基準日)の賃金等を基礎として算出したP1に相当する額

($P = \sum(\alpha \times Z)$ 、 α : 落札率、 Z : 発注者積算額)

④ スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

○ 基準日における特別調査又は見積価格採用単価について

再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい等の場合は、別途考慮する。

○ 複数回スライドを行う場合について

スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記に基づき同様に実施するものとする。なお、その場合基準日における請負代金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとする。



(4) 出来高数量の確認

- ① 基準日における残工事量を算定するために行う出来高数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとすること。
- ② 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量については、スライドの対象とすることができる。
- ③ 現場搬入材料については、認定したものは出来高数量として取り扱うこと。また、下記の材料等についても出来高数量として取り扱うものとする。
 - ・工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来高数量として取り扱う。
 - ・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等(架設用クレーン、仮設鋼材など)も出来高の対象とする。
 - ・契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来高数量として取り扱う。
- ④ 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来高数量の対象とできる。
- ⑤ 出来高数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来高数量を算出してもよい。
- ⑥ 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来高部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来高部分に含めないものとする。

○ 出来高数量等の確認時期について

発注者は、請求日から14日以内に出来高確認を行う。



(5) 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

○ 積算に使用する単価について

変動後の価格を算定する際に用いる材料単価等については、発注者が積算に使用している物価資料等の基準日における価格を基礎とする。

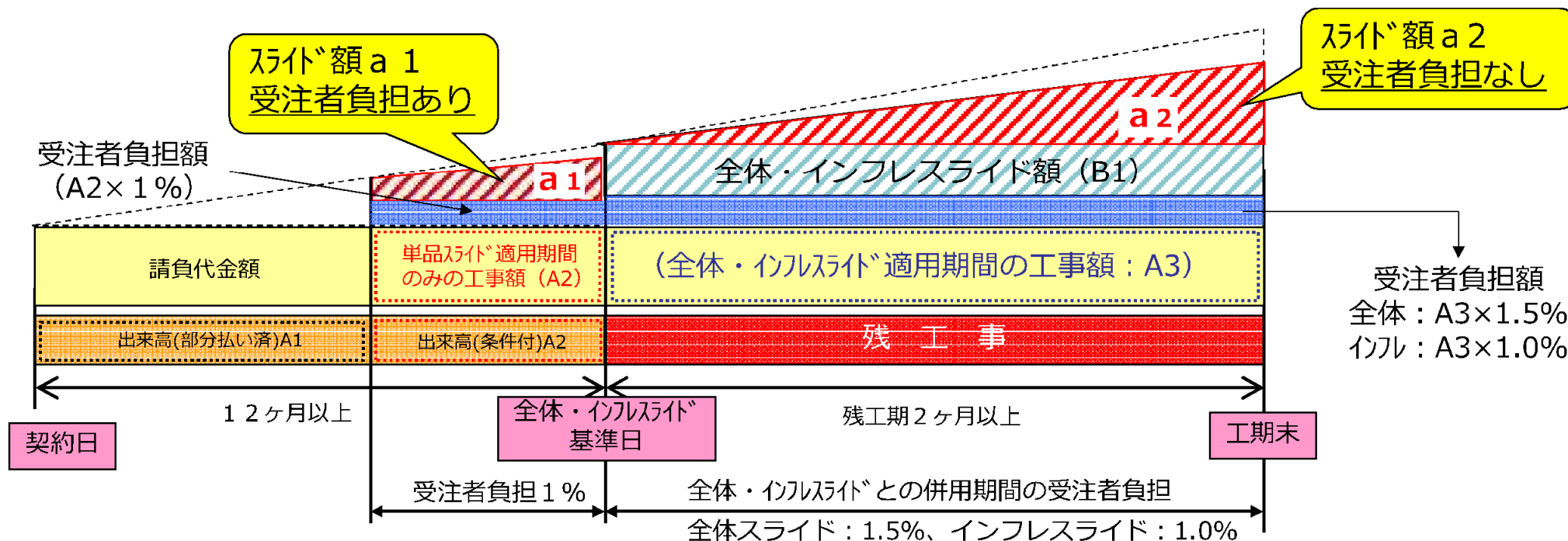
○ 基準日における特別調査又は見積価格採用単価について

再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合や物価資料に類似単価の掲載がない場合については、過去の価格に遡って特別調査や見積もりを実施することが困難であることから、証明資料(領収書等)をもとに確認した個別の実取引価格(受注者の購入価格)を実勢価格とすることを原則とする。

しかし、取引価格の実態と乖離した高い価格を請求されることを回避するため、類似品目の材料との価格の比較等を実施するとともに、必要に応じて受注者等へのヒアリングを行い、価格の妥当性を確認するものとする



■ 全体・インフレスライドと単品スライドを併用した場合のイメージ



- ・全体・インフレスライドと併用する場合、単品スライドの適用可否の判断においては、全体・インフレスライドに係るスライド額を含む変更後の総価(部分払い済み部分の工事費を除く)の1%を超えることを確認。
- ・単品スライドの変動額算定に用いる当初設計時点の実勢価格は、全体・インフレスライドの基準日の単価を用いる。
- ・受注者負担について
 - 単品スライドのみ適用される期間・・・当該期間の工事費の1%
 - 全体・インフレスライドと単品スライドが併用して適用される期間
 - ・・・全体・インフレスライドにおける残工事費の1.5%もしくは1.0%のみ
(単品スライドに係る1%分の負担は求めない)



■ 全体・インフレスライドと単品スライドを併用した場合のイメージ

